

○ 今後の障害者相談支援体制のあり方 - 計画相談支援・障害児相談支援がより利用しやすい環境の整備に向けて - 【報告書概要版】

第1章 仙台市における計画相談支援・障害児相談支援の状況

計画相談の概要と経過

障害者総合支援法(平成25年施行)
 障害福祉サービス等を利用する全ての人に対して支給決定を行う自治体にサービス等利用計画案を提出することが義務化
 ＊制度の実運用では…障害児者が真に希望する場合や必要な体制が確保されない場合は、自ら作成するセルフプランに代えることがやむを得ぬ措置として容認

○障害者の相談支援体制あり方検討会(平成29年度)

検討 支援の必要性はありながらも自ら声をあげることができない障害児者など「重点的に関わる対象者」に确实かつ継続的に支援を提供するための体制整備について検討

課題 適切な支援が提供されるよう十分な時間を確保するためには、障害者相談支援事業所等の計画相談支援等に係る業務負担の軽減が必要であり、指定特定の体制強化が必要

仙台市障害者保健福祉計画(平成30～令和5年度)等

- 相談支援事業所等の支援者支援を行う仙台市障害者基幹相談支援センターの設置
- 地域生活支援拠点等の整備
- 各区自立協における多機関協働支援体制の構築等の取組み

など

計画に基づく取組の成果

計画相談支援等の利用者数、指定特定数は増加しかし…支給決定者全体の増加が上回り計画作成率は5割程度で推移

計画相談支援等を必要とする方に十分にサービスが行き届かない状況が生じている

課題

○令和30～令和5年度の振り返り
 基幹相談支援センターのバックアップのもと、相談支援事業所を中心に、障害のある方を地域で支援するためのネットワーク体制強化を進めることが必要

仙台市障害者保健福祉計画(令和6～11年度)等
 【理念】「共生のまち・共生する社会」
 基本方針3「地域での安定した生活を支援する体制の充実」に基づく取組みの一環として、計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向け、自立協における重点的なテーマとして、検討する

第2章 計画相談支援等に関する実態調査

○指定特定等を対象とした調査

- 4割以上の指定特定が「一人事業所」である
- 既存の指定特定に新規ケース受け入れの余力はほとんどない
- 一連のケースワーク過程において、困難を抱えている
- 4割以上の指定特定が事務作業に困難を抱えている
- 3割以上が区自立協の会議体には参加していない
- 5割以上が相談支援事業所のみで収益で独立採算できていない
- 効果的な支援と安定的な事業運営を両立する指定特定の特徴として、多様なケースに対応可能な枠組み、手厚い人員や専門性の高い職員配置、業務効率化の取組み、関係機関との連携体制がある

○追加調査(指定特定へのヒアリング等)

- OJTやOFF-JTの十分な機会を得られていない
- 相談支援専門員同士の学び合いや交流の機会を求めている
- 新規参入に前向きな意向を示す障害福祉サービス事業所が一定数ある
- 新規参入にあたり、支援や事業運営のノウハウの獲得、人材の確保等多様な課題を有している

○セルフプラン利用者を対象としたアンケート調査

- 計画相談支援等の名前および内容を知っているのは3割程度
- セルフプランを選択する理由として、どの相談支援事業所に相談すればよいか分からないことが多い
- 約6割のセルフプラン利用者が計画相談支援等の利用を希望
- 障害の重い方や、複数のサービスを利用している方が計画相談支援等をすぐに利用したいと考えている

○追加調査(障害当事者・主任相談支援へのヒアリング等)

- 計画相談支援について市民がイメージしやすい情報発信が必要
- 障害特性に配慮した理解しやすい手法による情報発信が必要
- 計画相談支援等の受け皿の不足、指定特定に関する情報の不足が関係機関から計画相談支援等へのつながりにくさに影響している
- 計画相談支援等が特に必要な対象を整理する観点として、支援の一貫性や連続性の確保、自己決定の推進等がある

実態調査の結果に基づき、計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向けた課題と取組みの方向性を整理

第3章 課題と取組みの方向性について

指定特定の対応力向上

01 指定特定の支援力の向上

- 基幹相談支援センターが中心となり、主任相談支援専門員等と協働し、組織を超えたスーパービジョンを体系的に提供する体制を構築
- スーパーバイザーの指導力の向上およびネットワークの形成
- 新たにスーパーバイザーの担い手となり得る人材の意欲喚起のための啓発

02 指定特定の事業運営の安定化

- 事業運営に係るノウハウを水平展開
- 事業所の個別的な事情に応じ、具体的な提案・助言を提供する機能の整備
- 計画相談支援等におけるICT技術等の活用による業務の効率化

03 指定特定と関係機関のネットワークの強化

- 指定特定とのネットワーク形成に向け各区自立協における取組みを強化
- 複数事業所の協働による機能強化型基本報酬に係る事業所体制の構築をコーディネートする機能の整備

計画相談支援等へのアクセスヒリティ向上

04 計画相談支援等の受け皿の拡充

- 障害福祉サービス事業所等に対して、計画相談支援等への新規参入の提案・働きかけ
- 新規参入に係る課題を解決するための知識や情報の提供、個別の事情に応じたアドバイスを行う機能の整備
- 新たに相談支援専門員を確保する事業所のバックアップ

05 市民の計画相談支援等に関する知識・理解の促進

- 計画相談支援等の支援内容や利用することによるメリット等を市民目線でより理解しやすい具体的な情報をよりアクセスしやすい手法で発信

06 計画相談支援等へのつながりやすさの向上

- 各指定特定の特徴等の情報を集約・発信
- 計画相談支援等を特に必要とする対象者が、できるだけ早い段階から確実に支援につながる事ができる仕組み(マッチング機能)の整備

第4章 計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向けて

目標値の設定 (障害者保健福祉計画期間 令和11年まで)

達成状況、事業効果の評価検証

計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備

【目標の達成状況の確認は、定性的な評価も併せて行う】

01 指定特定の支援力の向上 実施上の困難さ(インターク・アセスメント・プランニング・モニタリング)の4項目の評価点の平均が10点以上の事業所割合 57% → 65%以上	02 指定特定の事業運営の安定化 独立採算可能または工夫次第で可能な事業所の割合 35% → 40%以上	03 指定特定と関係機関のネットワークの強化 自立支援協議会への参加率 67% → 77%以上
04 計画相談支援等の受け皿の拡充 相談支援専門員の人数 197人 → 287人以上	05 市民の計画相談支援等に関する知識・理解の促進 計画相談支援の名前・内容を知っている割合 35% → 40%以上	06 計画相談支援等へのつながりやすさの向上 障害児者の計画作成率 52% → 60%以上

障害者保健福祉計画基本目標の達成

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる